

役員報酬等支給基準

(目的)

第 1 条 この基準は、社会福祉法人ほうりん福祉会定款第 8 条及び第 21 条の規定に基づき、役員等の報酬等に関し必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事及び監事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の理事及び監事をいう。
- (4) 報酬は無報酬とし、役員等費用弁償及び旅費規程に定める費用及び旅費とは区分されるものとする。

(改廃)

第 5 条 この基準の改廃は、評議員会の議を経て行う。

附則

この基準は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。